

実務対応報告公開草案第 28 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」 に関するコメント

平成 20 年 10 月 23 日

あずさ監査法人

平成 20 年 10 月 16 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 28 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

・ Q 2 - A について

(コメント)

「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」(金融商品実務指針第 53 項②)や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産は、市場価格がない(又は市場価格を時価とみなせない)と考えられるため、このような場合には、「時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的な価額による」こととなる(金融商品実務指針第 54 項)。としているが、市場価格がないものとして取り扱うべきケース(又は市場価格を時価とみなせないケース)をより具体的に示す必要がある。

(理由)

金融商品会計に関する実務指針第 265 項、第 267 項に示されているように、非上場債券の場合には、日本証券業協会が売買参考統計値を公表している場合には、その値を市場価格に基づく価額として取り扱うことは予断のないところであると考えます。

これに対し、ブローカーの店頭及びシステム上における店頭気配値しか入手できない場合に、本報告が示すように実際の売買事例が極めて少ない場合には当該気配値を時価とみなせないということになると、実務上煩雑な確認手続きが必要になる。

したがって、どのようなケースに店頭気配値を時価とみなすことができないか、ガイドラインを示すことが必要と考えられる。たとえば、証券が売買・換金が可能なシステムに登録されているにもかかわらず、保有者自らの経済合理性に基づき売却を意図しても換金ができない状況などに限定して解釈すべきと考えられるがどうか。

以 上